

**岸和田市市制施行 100 周年記念実行委員会事業企画運營業務委託**  
**「(仮称) 岸和田城 EXPO ～未来への想い TAKEAKARI～」**  
**公募型プロポーザル実施要領**

**1. 目的**

本要領は、岸和田市市制施行 100 周年記念実行委員会事業企画運營業務委託「(仮称) 岸和田城 EXPO ～未来への想い TAKEAKARI～」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

**2. 業務概要**

- (1) 発注者 岸和田市市制施行 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）
- (2) 業務の名称 岸和田市市制施行 100 周年記念実行委員会事業企画運營業務委託  
「(仮称) 岸和田城 EXPO ～未来への想い TAKEAKARI～」
- (3) 業務の内容 別紙「岸和田市市制施行 100 周年記念実行委員会事業企画運營業務委託 企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）による。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

**3. 委託料の上限**

総額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※委託契約の額は、実行委員会の予算の範囲内において、企画提案仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とし、消費税及び地方消費税の相当額は 10%とする。

**4. 実施スケジュール**

スケジュール項目	日 程
① 実施要領等の公開	令和 4 年 5 月 13 日（金）
② 質問書の受付期限	令和 4 年 5 月 23 日（月）17 時まで
③ 質問書の回答期限	令和 4 年 5 月 26 日（木）
④ 必要書類等の提出期限	令和 4 年 6 月 10 日（金）17 時まで ※受付については、平日の 9 時から 17 時まで ただし、12 時から 12 時 45 分を除く
⑤ プレゼンテーション実施予定日	令和 4 年 6 月 22 日（水）予定
⑥ 選定結果通知予定日	令和 4 年 6 月 28 日（火）予定
⑦ 契約予定日	選定結果の通知を行った日から概ね 2 週間(通知時に期日を指定する)

## 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 直近 5 か年（平成 29 年度～令和 3 年度）のうちに、類似しているイベント業務の履行実績があること。

## 6. 参加手続

- (1) 問合せ先及び各種書類の提出先

岸和田市市制施行 100 周年記念事業実行委員会事務局（岸和田市総合政策部企画課）（以下「事務局」）

という。)

住 所：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電 話：072-423-9493（直通）

F A X：072-423-6749

メール：[kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)

## （2）提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、企画提案仕様書等を理解した上で、次の書類を提出すること。

- a. 参加表明書（様式1） 1部
- b. 事業者概要書（様式2） 1部
- c. 法人の登記事項証明書 1通
- d. 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書 1通
- e. 法人市民税の完納証明書（岸和田市内に事業所を有する場合） 1通
- f. 会社業務実績調書（様式3） 1部
- g. 企画提案書（任意書式） 正本1部 副本6部
  - ・別添企画提案仕様書に基づく業務内容について、具体的な実施方法等を提案すること。
  - ・作業スケジュール、業務推進体制、進行管理体制（担当者の氏名及び連絡先を含む）を明記すること。
- h. 価格見積書（任意様式。ただし、事業内訳が分かるもの。） 正本1部 副本6部
- i. 質問票（様式4）※必要な場合のみ
- j. 辞退届（様式5）※必要な場合のみ

※g・hの副本には事業者名及び提案者が特定又は識別できる商標、記号等を記載しないこと。

## （3）必要書類の提出

ア. 提出期限 令和4年6月10日（金）17時まで

イ. 提出場所

上記（1）のとおりとする。なお、受付時間は、平日の9時から17時までとする（12時から12時45分を除く）。

ウ. 提出方法

持参又は郵送による提出とする。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記提出期限までに必着とする。

※郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## 7. 質問及び回答

### （1）実施要領等の公開

実施要領等については、令和4年5月13日（金）から岸和田市ウェブサイトにて公開する。

（URL：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/5/100syuunengyoumitaku1.html>）

（2）受付期間

上記公開日から令和4年5月23日（月）17時（必着）までとする。

（3）実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア．質問の受付

本件提案に係る質問は、指定の様式の質問票（様式4）により事務局へ電子メール又はファクシミリにより提出するものとする（その他の方法による質問は受け付けしない）。なお、件名は「岸和田市市制施行100周年記念実行委員会事業企画運營業務委託プロポーザルにおける質問について」と記載すること。また、質問書を提出した際は、その旨の電話連絡を事務局へ行うこと（電話受付時間：平日の12時～12時45分を除く9時～17時30分）。

イ．質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、一括して質問回答書として取りまとめ、岸和田市ウェブサイトで公開するものとし、個別には回答しない。なお、回答期限は、令和4年5月26日（木）とする。

（URL：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/5/100syuunengyoumitaku1.html>）

## 8．企画提案書類の作成方法等

企画提案仕様書のとおりとする。ただし、以下の点について注意すること。

（1）企画提案書作成時の注意事項

ア．提案様式

- a. 企画提案書の様式は、A4両面印刷（縦・横は自由）とし、ページ番号を付し、またカラー印刷可能とする。（一部A3版資料折込使用可）
- b. 全体でA4用紙20ページ以内とする（A3用紙は一面につき2ページに換算、表紙・裏表紙は含まない）。
- c. 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

イ．提案内容

a. 実施方針

業務を実施する上での方針について具体的に記載すること。

b. 実施手順等

実施手順、全体スケジュール等について具体的に記載すること。

c. 企画内容

企画提案仕様書に基づき、具体的に記載すること。

(2) 価格見積書作成にあたっての注意事項

- ア. 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。
- イ. 消費税及び地方消費税として、見積金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を価格見積書に記載すること（二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること。）。
- ウ. 見積にあたっては、積算及び内訳も記載すること。また、委託料の上限額を超えないこと。

## 9. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 企画提案書のプレゼンテーション

- ア. 開催日時及び開催場所
  - a. 令和4年6月22日（水）（予定）
  - b. 詳細な日時及び開催場所については、後日通知するものとする。
- イ. 企画提案の所要時間（予定）
  - a. プレゼンテーション 15分
  - b. 選定委員会委員からの質疑 15分程度
- ウ. 注意事項
  - a. プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。
  - b. プレゼンテーションには、候補者となった場合に本業務の責任者若しくは担当者となる予定の者が説明すること。ただし、プレゼンテーションの出席者は各提案者3名以内とする。
  - c. プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができることとする。ただし、実行委員会で用意する機材は次のとおりとする。なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者においてコンピュータを用意・持参すること。
    - プロジェクター
    - スクリーン
    - 延長電源ケーブル
    - HDMI ケーブル

(3) 評価方法

参加申込書類、企画提案書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき、選定委員会委員の採点により評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア. 失格者を除いた者の内、(3)の選定委員会各委員が評価した点数の平均点が最も高い者を、

契約の相手方の候補者として選定する。

イ. 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

ウ. ア. イ. に関わらず、選定委員会各委員が評価した点数の平均点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

## 10. 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、岸和田市ウェブサイトで公表する。なお、公表する内容は以下のとおりとし、電話等による問合せには応じないものとする。

(1) 候補者の名称、評価点及び選定理由

(2) 候補者以外の参加者の評価点（得点順）

※候補者以外の参加者の名称は秘匿する。

※参加者が1者の場合は、評価点を公表しない。

## 11. プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

ア. 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ. 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又は参加の意思について相談を行った場合

ウ. 選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合

エ. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

オ. 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

カ. 提案見積金額が委託費の上限を超えた場合

キ. その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。なお、提出書類の著作権は作成した者に帰属するものとする。ただし、実行委員会が選定した者が作成した提出書類については、実行委員会が必要と認める場合には、受注先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出は不可とする。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は不可とする。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(6) 費用負担

提出書類の作成等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を実行委員会に請求することはできないものとする。

(7) その他

- ア. 参加者は、参加申込書類及び企画提案書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- イ. 提出された参加申込書類及び企画提案書類は、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響を与える恐れがある情報については決定後の開示とする。
- ウ. 参加申込書類及び企画提案書類の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事務局へ辞退届（様式5）を持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする）。
- エ. 参加者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

## 12. 契約の締結

- (1) 受託候補者と実行委員会が協議し、委託内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。なお、企画提案仕様書の内容は、提案された内容が基本となり、受託候補者と実行委員会との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更となる場合がある。また、委託契約額は、実行委員会の予算の範囲内において、確定した企画提案仕様書の内容に基づく受託候補者の見積額とする。
- (2) 受託候補者が、岸和田市から、「岸和田市指名競争入札指名停止要綱」に基づく入札参加者停止措置を選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該候補者と契約を締結しないこととする。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了報告書の提出及び成果品の検査を行った上で、請求に基づき支払うものとする。

(4) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

### 13. 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、実行委員会と協議を経て業務の一部を委託することができるものとする。

#### (2) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）及び岸和田市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第39号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### 14. 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。